農地法第18条第6項の規定による通知書に係る提出書類

**１　農地法第18条第6項の規定による通知書・・・1部　　□**

　　①　賃貸人（所有者）が死亡し、未相続の場合には、法定相続人全員の申請となります。

　　　　相続人代表にて申請する場合、その他相続権者全員の同意が必要です。

　　②　共有名義の場合、権利者全員の同意が必要です。

③　賃借人（耕作者）が死亡している場合は、相続人の実印の押印が必要です。

④　その他賃貸借（戦前小作）を解約する場合は賃借人の実印の押印が必要です。

**２　賃貸借の合意解約書・・・１部　　□**

※　農地法第18条第6項の規定による通知書に押印した印鑑を使用すること。

**３　賃貸借契約書の写し・・・１部　　□**

**※４　印鑑証明書（実印の押印がある場合のみ)**

**※５　相続関係を確認できる資料・・・１部　　□**

　　　賃貸人（所有者）が死亡し、未相続の場合のみ

いわき市農業委員会　農地調査係　電話0246-22-7574